

予防接種

異なる種類のワクチンを受ける場合の接種間隔

注射生ワクチン
(麻しん風しん・水痘
BCG・おたふくかぜ)

経口生ワクチン

不活化ワクチン

m-RNAワクチン

接種間隔に関するルール:

- 注射生ワクチンと経口生・不活化ワクチンを接種する場合: 接種間隔に制限はありません。
- 異なる種類の注射生ワクチンを受ける場合: 接種後27日以上の間隔をおかなければなりません。
- 経口生・不活化ワクチンと次のワクチンを接種する場合: 接種間隔に制限はありません。

※m-RNAワクチンは新型コロナワクチンの種類の1つです ※医師が必要と認めた場合、同時接種を行なうことができます



小児の予防接種



※白抜きの時期が公費助成期間です (①～④は回数を表す標準接種時期)

詳細は「予防接種と子どもの健康」(説明書)をご覧ください。
令和7年4月1日現在(法律の改正等で変更する場合があります)

ワクチンの種類	接種回数	接種月											1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳~26歳	予診票の郵送時期								
		1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月-8か月	9か月-11か月																													
定期予防接種 (全額助成)	生ワクチン(経口)	ロタウイルス (1価)	2回	6週~	①	②	~24週0日																															
	ロタテック (5価)	3回	6週~	①	②	③	~32週0日																															
	不活化ワクチン	B型肝炎	3回		①	②		③	~1歳未満																													
		小児の肺炎球菌	4回		①	②	③			④		~5歳未満																										
		5種混合 (ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、ヒブ)	4回		①	②	③			④						~7歳半未満																						
4種混合 (ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ)		4回		①	②	③			④						~7歳半未満																							
ヒブ	4回		①	②	③			④						~5歳未満																								
生ワクチン(注射)	BCG	1回				①					~1歳未満																											
	水痘 (水ぼうそう)	2回									①	②	~3歳未満																									
	MR (麻しん風しん混合)	第1期: 1回 第2期: 1回									①					②	年長児相当期間																					
不活化ワクチン	日本脳炎	第1期: 3回 第2期: 1回															①②	③																				
	2種混合 (ジフテリア、破傷風)	1回																																				
	ヒトパピローマウイルス (子宮頸がん) 2価・4価・9価	・2回 (9価1回目を15歳までに接種した場合) ・3回																																				
ワクチンの種類		接種回数・助成金額	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月-8か月	9か月-11か月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳~26歳	予診票の郵送時期										
任意予防接種 (一部助成)	生ワクチン(注射)	おたふくかぜ	初回のみ 2500円まで助成									①	1歳~年長児相当期間まで																									
	不活化ワクチン	インフルエンザ	13歳未満: 2回 13歳以上: 1回 1回あたり1500円助成																																			

接種間隔などの注意事項

毎回確認すること	接種間隔は正しくあっていますか?	ワクチンごとに接種間隔が異なります。必ず接種前に予診票・母子健康手帳などで 接種間隔を確認 してください
	公費負担の対象年齢ですか?	公費負担(無料)で受けられる年齢が決まっています。対象外の年齢で接種する場合は、全額自己負担です。(市が発行した予診票は使用できません)
当日の持ち物	<ul style="list-style-type: none"> 予診票 住所のわかるもの(マイナンバーカード等) 母子健康手帳または予防接種記録済証 	
こういう場合は?	転出または転入した	接種日に住民票をおく自治体の予診票を使用します。転出した場合は転出先へ、転入者は取手市保健センターで新しい予診票の発行申請をしてください。(母子健康手帳必須)
	県外の医療機関で接種したい ※長期里帰り中、入院・入所などで県内で接種できない事情がある方	事前に「予防接種実施依頼書」の発行申請が必要です。保健センターにお問い合わせください
	予防接種に保護者が同伴できない	16歳未満の場合、原則保護者の同伴が必要です。代理の方が同伴する場合は、委任状が必要です
服薬中、発熱している	急性の病気で薬を飲んでいたり、37.5度以上の発熱がある場合は接種できません	

予診票が手元にない方の申請方法

以下の方法で取手市保健センターへ発行申請してください

- 保健センター窓口で申請(即日交付)**
母子健康手帳や接種歴の分かるものを必ず持参してください。(高齢者以外)
- 電子申請(郵送/要10日程度)**
下記のQRから申請してください。申請受付後、予診票を郵送します

(小児) 予診票発行申請

(高齢者) 予診票発行申請
P.6 各QRより申請してください